

## 物品売買契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品売買契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を、納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する納入場所において甲に引渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他人に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (仕様書等の疑義)

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (輸送費等)

第4条 納入場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

### (契約の変更)

第5条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関するこの契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、納期を変更するため甲と協議することができる。

### (事情の変更)

第6条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところ

ろが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(納入)

第7条 乙は、甲の発行する品名、数量、納期等を示した発注書に基づき納入するものとする。

2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもつてその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第2項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

2 乙又はその代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 甲は、第1項に規定する検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控えに検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

4 検査の費用のうち、乙又はその代理人が立ち会うため出頭する費用及び検査のための消耗等による損失は乙の負担とする。

(不合格品及び過納品の処理)

第9条 乙は、前条に規定する検査の結果、不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補充を行い、甲の再検査を受けるものとし、不合格品又は過納品は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

2 前項に規定する期限内に乙が引き取らないときは、甲は乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第10条 乙の納入した契約物品で、検査の結果、多少の不備があるため不合格となつても、甲において本来の使用に差し支えないと認めたときは、契約価格を相当額値引してこれを受領することができる。

(所有権の移転及び危険負担)

第11条 契約物品の所有権は、甲が第8条に規定する検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の亡失又はき損等は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

3 納入した契約物品の性質上、必要な容器及び外包等は甲に帰属する。

(代金の支払)

第12条 乙は、第8条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定める規定に基づき、支払期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の納期延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の全部又は一部について納入できないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには、無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第15条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承諾を得て納期を過ぎて契約物品を納入したときには、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りではない。

- 2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾した場合、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号に掲げる一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
  - (3) 乙又はその代理人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りでない。
- 3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部

分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第5条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第19条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第20条 乙の責に帰するべき理由により甲が損害を受けた場合、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第17条第2項の規定に基づき算定された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定に基づく損害賠償の請求を受けた場合、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第2項の規定を準用する。

（契約物品の契約不適合）

第21条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある

場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 甲は、第8条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。

5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知つて告げなかつた場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取り消し若しくは変更するものとする。

7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲

の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。

- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第15条第2項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第15条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定に当たり適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所若しくは工場その他の場所に立入調査することができる。

- 2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 乙は、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。

(担保又は保証人)

第24条 甲は、違約金又は損害賠償金を確保するため必要があるときには、乙から担保を提供させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査等については、前条の規定を準用する。

- 2 担保の付されている債権について担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときには、乙は甲の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項

を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第26条 乙は、契約物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第27条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

## 修理契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の修理契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、この修理物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の修理を行い、履行期限までに修理を完了し、甲の指定する場所において甲に引き渡すものとする。甲は、修理の代価として乙にその代金を支払うものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他人に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (特許権等)

第3条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (輸送費等)

第5条 搬出搬入に要する輸送費用（こん包を含む。）は、代金に含まれるものとする。

### (監督)

第6条 甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 甲は、修理箇所のうち、特に監督官の立会いを必要と認めるものについては、事前に乙に通知し、乙は、監督官の立会いを求めた上、修理を行わなければならない。

3 前項の規定を適用する場合において、修理に使用する材料のうち、甲が

検査を必要として指定したものは、事前に監督官の検査を受け合格したものでなければ使用することができない。

4 第2項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(官給品等)

第7条 甲は、この契約に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときは、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

5 乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(修理物品の授受)

第8条 乙は、修理物品を受領したときには、甲に受領書を提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

2 乙は、修理を完成し、又は契約解除若しくは契約変更により、甲から引渡しを受けた修理物品、部品等で不用となった部品又は交換された部品があるときには、それぞれ明細書を添えて甲に返還しなければならない。

3 乙の故意又は過失によって甲から引渡しを受けた修理物品又は部品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときには、前条第3項から第5項の規定に準じて処理するものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、前条に規定する受領書提出のときから第16条に規定する引渡しのときまで、その間、乙の故意又は過失により修理物品を滅失又はき

損したときには、甲の指示に基づき、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する損害賠償額を期日までに納付しない場合には第7条第5項の規定を適用する。

(修理の変更及び中止等)

第10条 甲は、必要がある場合には、修理内容を変更し、又は修理を一時中止、若しくはこれを打ちきることが出きる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

- 2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

(無償の履行延期)

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に修理を完成することができないときには、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

(有償の履行延期)

第12条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて修理物品を納入したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日についてその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りでない。

- 2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第7条第5項の規定を準用する。

(契約の変更)

第13条 甲は、修理物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合、乙は、見積書を作成し、速やかに提出しなければならない。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第14条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(不可抗力による損害)

第15条 天災地変その他不可抗力によって修理物品又は検査済修理物品等に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が、善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は甲、乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

(検査及び引渡し)

第16条 乙は、修理を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

3 乙は、検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、改めて検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

4 乙の工場における検査に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第17条 乙は、前条に規定する検査に合格した場合、適法な支払請求書を甲に提出し、甲は、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（部分払）

第19条 乙は、部分払の特約をした場合において、この契約の完了前に既済部分に対する請負代金相当額の10分の9以内の部分払を甲に対し請求することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく請求があったときには、甲又は甲の指定する検査官の行う検査に合格し、引渡しを完了したものについて、第17条及び第18条の規定により乙に代金を支払うものとする。

（修理物品の契約不適合）

第20条 引き渡された修理物品に契約不適合（引渡しを受けた修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、修理物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 修理物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、修理物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき修理物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第16条に規定する検査において修理物品の全数について数量の確認を行った場合は、修理物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは、代金の減額の請求又は解除の通知は、修理物品の引渡日（乙が修理物品の契約不適合について知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある修理物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された修理物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第7条第5項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第12条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由によ

り修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰す理由により、履行期限内又は期限後甲が差し支えないと認める期限までに修理を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても修理に着手しないとき。

(3) 前2号のほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第10条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第23条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができます。

2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第24条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙

に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第21条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第12条第2項の規定を準用する。

(解除による物件の処理)

第25条 契約を解除した場合において、乙は、修理物品、材料等で未使用のものがあるときには、明細書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

(相殺)

第26条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合、甲は乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第27条 甲は、請負代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第29条 乙は、修理物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソ

ースコード等」という。) の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、修理物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、修理物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによつて障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であつて、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(修理物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第30条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

## 製作物供給契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の製作物供給契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の製作を行い、納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する納入場所において契約物品を甲に引き渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

### (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

2 乙は、契約物品を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、契約物品の製作の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、契約物品の製作を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においてもこの契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (輸送費等)

第6条 納入の場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（契約の変更）

第7条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合には、納期、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、納期を変更するため甲と協議することができる。

（事情の変更）

第8条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更について協議を行う場合に準用する。

（官給品等）

第9条 甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

- 2 乙は、官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。
- 3 乙は、乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。
- 5 乙は、前項の規定による損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満

了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（監督官）

第10条 甲は、必要と認める場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙の製作工程、材料及び支給品について監督を実施するものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（承認用図面等）

第11条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約物品の製作に先立ち、承認用図面又は見本を提出し、甲又は監督官の承諾を受けなければならぬ。

（納入）

第12条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときには、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第13条 甲は、前条に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果について異議を申し立ててはならない。

3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控えに検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

4 検査の費用のうち、乙又は乙の代理人が立ち会うため出頭する費用及び検査のための消耗等による損失は乙の負担とする。

（不合格品及び過納品の処理）

第14条 乙は、前条に規定する検査の結果、不合格となった場合には、甲の指示するところに従い、当該物品について数量の追加又は代品による補

充を行い、甲の再検査を受けるものとし、不合格品又は過納品は、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

2 前項に規定する期限内に乙が引き取らないときは、甲は乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第15条 乙の納入した物品で、検査の結果、多少の不備があるため不合格となつても、甲において本来の使用に差し支えがないと認めたときには、契約価格を相当額値引きしてこれを受領することができる。

(所有権の移転及び危険負担)

第16条 物品の所有権は、甲が第13条に規定する検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって甲に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合にはこの限りではない。

3 納入した契約物品の性質上、必要な容器、外包等は、甲に帰属する。

(代金の支払)

第17条 乙は、第13条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の納期延期)

第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の引渡しができないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第20条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承諾を得て納期を過ぎて契約物品を納入したときには、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、第9条第5項の規定を準用する。

(無償の契約解除)

第21条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号に一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 乙又はその代理人が甲の行う検査に際し不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務を妨げたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第20条第2項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一

部を解除することができる。

- (1) 第7条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第24条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第25条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項に規定する損害賠償額は、その額が契約保証金又は第22条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定に基づく損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第20条第2項の規定を準用する。

(契約物品の契約不適合)

第26条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約物品の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当ないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合

は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第13条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知つて告げなかつた場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に發しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなつているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取り消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第9条第5項の規定を準用する。
- 12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第20条第1項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第27条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第28条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合、又は損害賠償金等の算定に当たり適正を期する必要がある場合には、これらの事項を明らかにする乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の管理する営業所、工場その他の場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 甲は、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権の保全上必要がある場合には、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 乙は、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に従わないときには、この契約に基づいて生じた違約金等の金銭債権に対し、納入告知をした履行期限を繰り上げることができる。
- 5 甲は、第1項及び第2項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第29条 甲は、違約金又は損害賠償金を確保するため必要があるときには、乙から担保を提供させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査等については、前条の規定を準用する。

- 2 担保の付されている債権について担保の価格が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときには、乙は、甲の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第31条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せ

ざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第32条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合は、甲乙協議して解決するものとする。

## 役務供給契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の役務供給に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の代価として乙に代金を支払うものとする。

### (権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、全て乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (監督官)

第6条 甲は、役務の履行について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、役務の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(官給品等)

第7条 甲は、この契約又は仕様書等に基づき官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を貸与又は支給することができる。この場合、乙は、受領書を提出して受領しなければならない。

2 乙は官給品等を受領した後、その品質又は規格が使用に適さないと認めたときには、その旨を甲に通知するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、甲から支給又は貸与された官給品等について、必要がなくなった場合には、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、明細書を添えて甲に返還しなければならない。

5 乙の故意又は過失によって、甲から支給された官給品等を滅失し、又は毀損したときには、代品（甲の認定したものに限る。）を納め、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、前項の規定による損害賠償額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

7 乙は、前項に規定する期日までに損害賠償額を納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(役務の変更及び中止等)

第8条 甲は、必要がある場合には、役務内容を変更し、又は契約の履行を一時中止若しくはこれを打ちきることが出きる。この場合、契約代金又は履行期限を変更する必要があるときには、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、乙が損害を受けたときには、その損害の賠償について甲乙協議して定めるものとする。

(無償の履行延期)

第9条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内

に役務を履行することができないときには、甲に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、乙の請求を正当と認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

(有償の履行延期)

第10条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して役務完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞金額の1,000分の1に相当する金額を甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

2 乙が、前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、第7条第7項の規定を準用する。

(契約の変更)

第11条 甲は、役務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 役務完了前に、役務目的物又は役務材料について生じた損害、その他役務提供に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰

する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

(不可抗力による損害)

第14条 天災地変、その他不可抗力によって、役務完了部分又は検査済役務材料に損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は乙の負担とする。

(検査)

第15条 乙は、役務が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内又は仕様書等の定めるところにより検査又は確認を行うものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。この場合、前項に規定する期間は、甲が乙から修補しを旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第16条 乙は、前条に規定する検査に合格又は確認が完了したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより、消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合に

は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく着手時期を過ぎても役務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰する事由により、履行期限内に、又は履行期限後甲が差し支えないと認める期限までに役務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されているときには、乙は解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額(円未満切捨て)を加算した額とする。

4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第7条第7項の規定を準用する。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第20条 甲は、第18条に規定する場合のほか、必要があると認めるとき

は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙から30日以内に損害賠償の請求があり、かつ、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第21条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第18条第2項の規定により算定された違約金の額に満たない場合、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が、前項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときは第10条第2項の規定を準用する。

(役務の契約不適合)

第22条 乙が行った役務に関し契約不適合（供給された役務が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、役務の契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 役務の契約不適合が、乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、第15条第2項に規定する検査又は確認の日（乙が役務の契約不適合について知って告げなかつた場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来

することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に  
関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延  
長する。

- 5 乙は、前項に規定する通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を  
申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があ  
ると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の  
通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 6 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す  
限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度供給された役務  
になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 9 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲  
の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 10 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第7  
条第7項の規定を準用する。
- 11 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第10条第1  
項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない事由によ  
り修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第23条 乙が、甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙  
に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第24条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その  
他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に  
立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若  
しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に  
漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第25条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電

子計算機情報を含む。以下同じ。) 又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによつて障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であつて、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもつてこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(その他)

第26条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

## 糧食品売買契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の糧食品売買契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した規格仕様又は見本品同等の糧食品（以下「契約物品」という。）を納入期限（以下「納期」という。）までに甲の指定する場所（以下「納入場所」という。）において甲に引渡し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (輸送費等)

第3条 納入場所までの輸送（こん包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

### (契約価格の変更)

第4条 契約期間中において、次の各号の一に該当し、契約金額が著しく不当であると認められるときには、甲乙協議の上、契約価格を改定することができる。

- (1) 契約価格又は価格構成要素が法令により設定、又は改定若しくは廃止されたとき。
  - (2) 予測できない異状の理由に基づく経済情勢の激変等により物価の変動が生じたとき。
  - (3) 甲乙合意の上、規格を変更し又は納入場所を変更したとき。
- 2 前項の規定により契約価格の改定を行う場合には、乙は、甲にその改定に関する見積書を提出しなければならない。

### (納入)

第5条 乙は、契約期間中、甲の発行する品名、数量、納期等を示した発注書に基づき納入するものとする。ただし、その増減発注については、電話によることができるものとする。

- 2 乙は、契約物品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条第2項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。ただし、生鮮糧食品については、同通知を受けた後、直ちに検査を行うものとする。

- 2 乙又はその代理人は、前項に規定する検査に立会いしなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立会いしないときには、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 甲は、検査の結果合格と認めたときには、受領書を乙に交付するものとする。ただし、納品書の控に検査年月日を記入し、押印することによりこれに代えることができる。

(不合格品及び過納品の処理)

第7条 乙は、前条に規定する検査に不合格の契約物品があるときには、直ちに良品と交換して納期までに納入しなければならない。

- 2 乙は、過納品がある場合には甲の指定する期日までに引き取るものとし、引き取らないときには、甲は、乙の負担において当該物品の保管を他に託し、又は返送することができる。

(値引受領)

第8条 乙の納入した契約物品で検査の結果、多少の不備があるため不合格となつても、甲において本来の使用に差し支えないと認めた場合には、契約価格を相当額値引してこれを受領することができる。

(所有権の移転)

第9条 契約物品の所有権は、第6条に規定する検査に合格したときをもつて甲に移るものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な容器等は、前項に規定する契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。ただし、納入に使用した容器は、用済み後乙の負担において搬出するものとする。

(危険負担)

第10条 前条に規定する所有権の移転前に生じた契約物品の亡失、き損、その他の損害はすべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由により損害を生じた場合には、その損害は甲の負担とする。

(代金の支払)

第11条 乙は、第6条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請

求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

#### （支払遅延利息）

第12条 甲は、前条に規定する期間内に契約物品の代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定める規定に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

#### （無償の納期延期）

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、納期までに契約物品の全部又は一部について納入できないときには、その理由を明記して納期延期を甲に申請するものとする。この場合、甲は、乙の申請を正当と認めるときには無償で納期を延期することができる。

#### （有償の納期延期）

第14条 乙が前条の規定する場合のほか、乙の責に帰す事由により、契約物品の全部又は一部について、納期までに納入できないときには、甲の承諾を得て納期を延期することができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、乙は、遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはこの限りではない。

3 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第15条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が前条に規定する場合のほか、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 乙又は乙の代理人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査官等の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙及び乙の使用人並びにその家族等に伝染病が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合は、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

3 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

4 乙が違約金を指定した期日までに納付しない場合には、第14条第3項の規定を準用する。

（甲の契約解除）

第17条 甲は、必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。乙から30日以内に損害賠償の請求があったときには、その損害額を明確に算定できるものに限り賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

(契約解除の際の代金支払)

第18条 甲は、契約解除の際、既に受領した物品があるときには、契約単価によってその代金を乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙の責に帰すべき理由により損害を受けたときには、乙に対し、支払期日を指定してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たない場合には、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを越えるときには、その差額を甲は乙から徴収することができる。

3 第1項の規定に基づく損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

4 乙が、第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第14条第2項の規定を準用する。

(原価等の調査)

第20条 甲は、違約金その他損害賠償金の算定及び債権保全上必要があるときには、乙から原価を明らかにした書類若しくはその業務又は資産の状況等に関する資料の報告若しくは提出を求め、又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

5 甲は、第1項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(契約物品の契約不適合)

第21条 納入された契約物品に契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期間を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用

を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものである場合は、甲は前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、第6条に規定する検査において契約物品の全数について数量の確認を行った場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することはできない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が契約物品の契約不適合について知って告げなかつた場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知を受けた上で必要な場合は、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに正当な事由があると認める場合は、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知を取消し若しくは変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 10 乙は、第2項の規定により甲から損害賠償の請求を受けたときには、甲の指定する期日までに損害賠償金を納付しなければならない。
- 11 乙が、前項に規定する期日までに損害賠償金を納付しない場合は、第14条第3項の規定を準用する。

12 乙が、第1項の規定による期日までに修補しない場合は、第14条第2項の規定を準用する。ただし、天災地変その他乙の責に帰さない理由により修補期限を延長する場合は、この限りではない。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有するときには、その債権と債務の対等額について、相殺することができる。

(秘密の保持)

第23条 この契約の履行に当たり、それぞれ相手方の秘密に関する事項を知り得た場合は、これを第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第24条 この契約に明記されていない事項、又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。

## 委託契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に従い、履行期限までに委託された調査等の事項（以下「委託事項」という。）の調査等を実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他人に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (特許権等)

第3条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (輸送費)

第5条 委託事項の実施に当たっての輸送費（交通費含む。）は代金に含まれるものとする。

### (実施計画書の承諾)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに委託事項の実施計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項に規定する実施計画書を変更する必要が生じた場合には、その理由を付して、甲に申請し、その承諾を得るものとする。

### (器材等の管理)

第7条 乙は、委託事項の実施に必要な製作又は購入した器材及び参考文献等（以下「器材等」という。）で契約代金に含まれるものは、器材等を製

作し、若しくは購入したときから、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 乙は、委託事項の実施終了後、前項に規定する器材等で使用可能なものについては、甲の指示に従い甲に引き渡すものとする。

(契約の変更)

第8条 甲は、委託事項の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督)

第10条 甲は、委託事項の実施について必要と認めた場合には監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立ち会い、指示、審査及び確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。
- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第11条 甲は、委託事項の実施が完了したときには、仕様書等の定めるところにより、必要な検査を行うものとする。

- 2 検査は、履行内容が仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格

の判定を行うものとする。

- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、それぞれ欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙又は乙の代理人は、検査の結果について異議を申立てることはできない。
- 4 乙は、前各項に規定する検査に合格しないときには、遅滞なくこれの修補、交換等を行い、甲の検査を受けなければならぬ。
- 5 検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。

(代金の支払)

第12条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

- 2 単価契約の場合、乙は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わぬ場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(無償の履行延期)

第14条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限までに委託事項の実施を完了し、結果報告書等を提出することができない場合には、その理由を明記して履行期限の延期を甲に申請するものとする。

この場合、甲は、乙の申請を正当と認めたときには無償で履行期限を延期することができる。

(有償の履行延期)

第15条 乙が前条の規定のほか、乙の責に帰す事由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託事項を完了したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日につきその遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了日の翌日から納付したまでの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号に一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託事項を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りで

はない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第19条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第20条 乙の責に帰するべき理由により甲が損害を受けた場合、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときは、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第2項の規定を準用する。

(危険負担)

第21条 第11条に規定する検査合格前において生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は、重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(相殺)

第22条 甲は乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(その他)

第25条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合、甲乙協議して解決するものとする。

## 物品売払契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付し、甲は、引渡期間までに契約物品を乙に引渡すものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他人に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (代金の納付)

第3条 乙は、契約代金を甲側の発行する納入告知書又は口頭告知により指定の期日及び場所に納付し、受領書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて契約代金を納付したときは、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

### (搬出)

第4条 契約物品の搬出は、契約代金納入後乙の負担において行うものとし、乙は甲の発行する領収書等を甲の指名した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

2 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人とが立ち会いの上、確認する。

3 甲は、乙が引渡期限までに契約物品を搬出しないときには、乙の負担において、他に搬出し又は他に保管を託すことができる。

### (引渡期間の延期)

第5条 乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときには、甲に対しその理由を明らかにして、速やかに延期についての申請をし、その承諾を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、業務に支障がないと認めた場合には、延期について承諾するも

のとする。

(所有権の移転)

第6条 契約物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転後に生じた物品の滅失毀損等は、すべて乙の負担とする。

(無償の契約解除)

第7条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約代金納入前に契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

- (1) 乙が書面により、契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示監督に従わないとき。
  - (3) 乙が甲の承諾を得ないで、指定の期日までに契約代金を納付しないとき。
  - (4) 前3号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- 2 甲は、自己の都合により契約代金納入前において契約を解除することができる。
- 3 乙が、第1項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

(損害賠償の請求)

第9条 乙は、前条第2項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

(信用等の調査)

第10条 甲は、乙の信用調査又は債権保全及びこの契約の履行の確保その他特に必要があるときには、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は乙の事務所等において帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 乙(乙の代理人及び使用人を含む。)は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第12条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲乙協議の上、解決するものとする。

## 残飯売払契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の残飯売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、残飯の代金を甲の指定する場所に納付し、甲は、残飯を乙に引渡すものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他人に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (代金の納付)

第3条 乙は、売払代金の毎1月分を取りまとめ、甲の発行する納入告知書又は口頭告知により、指定の期日及び場所に納付し、領収書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて売払代金を納付したときは、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

### (搬出)

第4条 残飯の搬出は、乙の負担において行うものとし、乙は毎日少なくとも2回容器を持参して残飯を受け取り、搬出する。

2 品目別及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人が立会いの上、確認する。

3 その他、乙は甲の指示監督に従うものとする。

### (有償の契約解除)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額（受渡済残飯の1日平均金額に解約日数を乗じた額とする。）の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、乙が、契約保証金の納付を免除されているときには、違約金として解除部分の金額の100分の10に相当する金額を指定の期日までに納付させるものとする。ただし、その額が100円未満である場

合はこの限りでない。

- (1) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ、又は不正の行為があったとき、若しくはその他甲の指示監督に従わないとき。
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 乙が前項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

(無償の契約解除)

第6条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が義務を履行することができない場合、契約の全部又は一部の解除を甲に申請することができる。

2 前項の規定を適用する場合において、甲は乙の申請を正当と認めたときには、前条の規定にかかわらず、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(甲の契約解除)

第7条 甲は、自己の都合により、この契約を無償で解除することができる。この場合、甲は、契約解除の5日前までに乙にその旨を通知するものとする。

(損害賠償の請求)

第8条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

(信用等の調査)

第9条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上必要がある場合、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所に立ち入り帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第10条 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはなら

ない。

(その他)

第11条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

## 産業廃棄物等収集運搬業務委託契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の産業廃棄物等収集運搬業務委託契約に關し、契約書及びこの契約条項に基づき、これを履行するものとし、乙は、甲の示した仕様書に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書等に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

4 この契約に定める指示、請求、報告、申請、承諾、解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情等があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。ただし、必要と認める場合には、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。

6 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき、協議を行うときは、当該協議内容を書面に記録するものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (再委託の禁止)

第3条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

2 乙は、前項により、役務の履行を第三者に委任する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年

法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)若しくは意匠法(昭和34年法律第125号)上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(乙の事業の範囲)

第6条 乙は、廃掃法に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(以下「許可証」という。)の写しを甲に提出し、事業の範囲等を甲に通知するものとし、許可証の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。甲は、必要があるときは、別紙第1により、乙に事業の範囲について通知を求めるものとする。

2 前項の許可証の写しは、契約書に添付するものとする。

(委託産業廃棄物の名称)

第7条 甲は、収集運搬業務を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「委託産業廃棄物」という。)の名称等を別紙第2により、乙に通知するものとする。ただし、第11条に規定する産業廃棄物管理票により、契約履行に支障がないと認められる項目については、省くことができる。

(搬出)

第8条 乙は、委託産業廃棄物を契約書に定める引渡期限内に甲の指示する引渡場所より搬出しなければならない。

2 乙が甲の指示する場所において委託産業廃棄物を乙の車両等へ積込みを終了した時点をもって、引渡しの完了とする。

3 乙は、前条に記載する事項及び第11条に規定する甲が交付する産業廃棄物管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合確認し、甲に受領証(別紙様式第1)を提出した後でなければ、前項の積込作業に着手することはできない。

4 乙は、引渡期限までに委託産業廃棄物の搬出ができないときは、甲にその理由を明らかにして、速やかに延期の申請をし、その承諾を得なければならない。

5 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由があり、かつ、業務に支障がないときは、延期について承諾するものとする。

(搬入先)

第9条 甲は、別紙第3により、最終目的地として処分業者の事業場を乙に通知するものとし、乙は通知された場所へ委託産業廃棄物を搬入するものとする。

(積替又は保管)

第10条 乙は、委託産業廃棄物の積替又は保管を行わないこととする。ただし、甲の承諾を得た場合には、この限りではない。

2 甲は、前項の承諾を行う場合には、当該積替又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる委託産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替のための保管上限について、指示するものとする。

3 前2項に係る積替又は保管を行う場合で、委託産業廃棄物が廃掃法施行令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物であるときは、甲は、当該積替又は保管行う場所において他の産業廃棄物と混合することの諾否について、指示するものとする。

(管理票)

第11条 甲は、乙が委託産業廃棄物を搬出するときは廃掃法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、乙に交付する。

2 乙は、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、甲に修正を求めることができる。

3 乙は、この管理票を委託産業廃棄物とともに処分業者へ回付する。

4 前3項によるほか、廃掃法第12条の5に規定する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用することができる。

(義務と責任)

第12条 甲は、委託産業廃棄物の名称、数量、種類（内訳）、性状、荷姿、発生工程、通常の保管状況での性状の変化、他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項及びその他委託産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項につき、必要な情報をあらかじめ乙に通知しなければならない。

2 乙は、委託産業廃棄物を第8条第2項に規定する引渡しの完了から、第9条に規定する処分業者の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令

に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第13条 甲は、委託業務の実施について、必要と認めたときは、乙に対し、業務実施計画書の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める業務実施計画書を変更する必要が生じた場合には、その理由を付して甲に申請し、その承諾を得るものとする。

(契約の変更)

第14条 甲は、委託業務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第15条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督官)

第16条 甲は、委託業務の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施する委託業務の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第17条 乙は、委託業務を完了したときには、履行期限までに業務完了報告書（別紙様式第2）を作成し、管理票の写しとともに甲に提出するものとする。ただし、電子マニフェストシステムを使用する場合は、業務完了報告書のみの提出で足りる。

2 甲は、前項の規定に基づく提出の日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。ただし、甲は、業務完了報告書及び管理票の写しをもって検査をすることができる。

3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならぬ。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときは、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果に異議を申し立てることができない。

4 甲は、検査を完了したときは、速やかに当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

5 第2項に規定する検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。

（契約代金の支払）

第18条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第19条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（無償の履行延期）

第20条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に委託業務を完了し、業務完了報告書を提出することができないときは、甲に対してその理由を付して履行期限の延長を申請することができる。この場合、甲は、乙の申請を認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。

（有償の履行延期）

第21条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託業務を完了し、業務完了報告書を提出したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞部分に相当する契約代金の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了日の翌日から納付したまでの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第22条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託業務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に期す理由により、乙が委託業務を実施できなくなった場合
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第21条第2項の規定を準用する。

（乙の解除権）

第24条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第14条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約解除の制限)

第26条 前4条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた委託産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該委託産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければ、この契約は解除できない。

(乙の損害賠償)

第27条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第21条第2項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 委託業務を行うにつき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければ

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。
- 3 前2項の規定を適用する場合、その他委託業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第29条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第30条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第31条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第32条 この契約の条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約について甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、斡旋又は調停により、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものについては、甲乙それぞれが負担するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴訟の提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができ

ない。

(その他)

第33条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

印

乙の事業の範囲等

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業

事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
許可都道府県 政 令 市	
許可の有効期限	

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の名称

名称及び数量	
種類（内訳）	
性 状	
荷 姿	
発 生 行 程	
通常の保管状態 での腐敗、揮発等の 性状の変化	
他の廃棄物との混合 等により生ずる支障	
日本工業規格 J I S C〇九五〇号に規定 する含有マークの表示 の有無及び対象製品	
石綿含有産業廃棄物 の有無	
取扱い上の注意事項	

備考 上記情報に変更があった場合は、本紙を準用してその内容を通知する。

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の搬入先

委託産業廃棄物 の名称及び数量	
搬 入 先 処分施設の設置場所	
処分業者氏名	
処分業者住所	

受 領 証

契約担当官（補助者）官職氏名

殿

委託産業廃棄物につき、第 7 条に記載する事項及び管理票の記載事項と相違ないことを確認し、受領しました。

委託業務の名称：

令和 年 月 日

収集運搬業者  
所在地  
名称  
代表者氏名

印

業務完了報告書

契約担当官官職氏名

殿

契約書のとおり、委託業務を完了したことを報告します。

委託業務の名称：

完了年月日：

令和 年 月 日

収集運搬業者

所在地

名称

代表者氏名

印

## 産業廃棄物等処分業務委託契約条項

### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の産業廃棄物等処分業務委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、これを履行するものとし、乙は、甲の示した仕様書に従い、履行期限までに役務を完了し、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書等に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。
- 4 この契約に定める指示、請求、報告、申請、承諾、解除（以下「指示等」という。）は、書面で行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情等があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができる。ただし、必要と認める場合には、速やかに書面に記載し、相手方に交付しなければならない。
- 6 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき、協議を行うときは、当該協議内容を書面に記録するものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (再委託の禁止)

- 第3条 乙は、甲から委託された産業廃棄物等の処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。
- 2 乙は、前項により、役務の履行を第三者に委任する場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

- 第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年

法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)若しくは意匠法(昭和34年法律第125号)上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(乙の事業の範囲)

第6条 乙は、廃掃法に規定する産業廃棄物処分業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを甲に提出し、事業の範囲等を甲に通知するものとし、許可証の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。甲は、必要があるときは、別紙第1により、乙に事業の範囲について通知を求めるものとする。

2 前項の許可証の写しは、契約書に添付するものとする。

(委託産業廃棄物の名称)

第7条 甲は、処分業務を委託する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物(以下「委託産業廃棄物」という。)の名称等を別紙第2により、乙に通知するものとする。ただし、第12条に規定する産業廃棄物管理票により、契約履行に支障がないと認められる項目については、省くことができる。

(処分に係る施設の場所)

第8条 乙は、委託産業廃棄物を処分する施設について、別紙第3により、甲に通知するものとする。

2 乙は、委託産業廃棄物を中間処理した後、最終処分に付そうとする場合は、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力をあらかじめ甲に別紙第4により通知するものとする。

(搬入業者)

第9条 委託産業廃棄物の前条に指定する事業場への搬入は、甲が指定する収集運搬業者(以下「搬入業者」という。)が行うものとする。甲は、搬入業者を指定したときは、直ちに別紙様式第1により乙に通知するものとする。ただし、乙が当該委託産業廃棄物の収集運搬を行う場合にはこの限りではない。

(受入)

第10条 乙は、搬入業者より委託産業廃棄物の引渡しを受けたときは、第7条に記載する事項及び回付された第12条に規定する産業廃棄物管理票の記載事項並びに委託産業廃棄物の現状とを照合確認し、受領証（別紙様式第2）に必要事項を記入の上、速やかに甲に提出するものとする。

(保管)

第11条 乙は、委託産業廃棄物の保管を行う場合には、法令に基づく保管基準によるほか、履行期限内に確実に処分できる範囲であり、かつ、保管場所に係る保管上限内で行うものとする。

(管理票)

第12条 甲は、委託産業廃棄物を搬出するときは廃掃法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に必要事項を記入し、搬入業者に交付する。

- 2 乙は、委託産業廃棄物が搬入されたときには、回付された管理票を確認し、処分を完了したとき及び最終処分の終了を確認したときは、管理票の写しを甲に送付する。
- 3 乙は、管理票に虚偽又は記載漏れがある場合には、甲に修正を求めることができる。
- 4 前3項によるほか、廃掃法第12条の5に規定する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）を使用することができる。

(義務と責任)

第13条 甲は、委託産業廃棄物の名称、数量、種類（内訳）、性状、荷姿、発生工程、通常の保管状況での性状の変化、他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項及びその他委託産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項につき、必要な情報をあらかじめ乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、委託産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一、混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生じるおそれのある場合には、乙は、委託産業廃棄物の受領を拒むことができる。
- 3 甲は、委託産業廃棄物を乙の事業場へ適正に搬入するために、適正な委託契約のもとで搬入業者を指図し、監督する義務を負う。
- 4 乙は、委託産業廃棄物を乙の事業場における受入から、処分完了まで、

法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が負担するものとする。

(業務実施計画書)

第14条 甲は、委託業務の実施について、必要と認めたときは、乙に対し、業務実施計画書の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める業務実施計画書を変更する必要が生じた場合には、その理由を付して甲に申請し、その承諾を得るものとする。

(契約の変更)

第15条 甲は、委託業務の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときには、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第16条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(監督官)

第17条 甲は、委託業務の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

- 2 監督官は、乙が実施する委託業務の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。
- 3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

- 第18条 乙は、委託業務を完了し、かつ、最終処分を確認したときには、履行期限までに業務完了報告書（別紙様式第3）を作成し、管理票の写しとともに甲に提出するものとする。ただし、電子マニフェストシステムを使用する場合は、業務完了報告書だけの提出で足りる。
- 2 甲は、前項の規定に基づく提出の日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。ただし、甲は、業務完了報告書及び管理票の写しをもって検査をすることができる。
- 3 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立ち会わなければならぬ。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときは、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は、検査の結果に異議を申し立てることができない。
- 4 甲は、検査を完了したときは、速やかに当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 5 第2項に規定する検査に必要な直接の費用等は、乙の負担とする。  
(契約代金の支払)
- 第19条 乙は、前条に規定する検査に合格したときには、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に契約代金を支払うものとする。  
(支払遅延利息)
- 第20条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。  
(無償の履行延期)
- 第21条 乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、履行期限内に委託業務を完了し、業務完了報告書を提出することができないときは、甲に対してその理由を付して履行期限の延長を申請することができる。この場合、甲は、乙の申請を認めたときには、無償で履行期限を延期することができる。  
(有償の履行延期)

第22条 乙が前条に規定する場合のほか、乙の責に帰す理由により、甲の承認を得て履行期限を過ぎて委託業務を完了し、業務完了報告書を提出したときには、乙は、遅滞料として履行期限の翌日から起算して履行完了の日まで、遅滞1日についてその遅滞部分に相当する契約代金の1,000分の1に相当する金額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

2 乙が前項に規定する遅滞料を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了日の翌日から納付したまでの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

#### (無償の契約解除)

第23条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

#### (有償の契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰す理由により、乙が履行期限又は甲の承諾を得て延期された期限までに委託業務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責に期す理由により、乙が委託業務を実施できなくなった場合
- (3) 前2号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

3 乙が、前項に規定する違約金を甲の指定した期日までに納付しない場合には、第22条第2項の規定を準用する。

#### (乙の解除権)

第25条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第15条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

(甲の契約解除と損害賠償)

第26条 甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(契約解除の制限)

第27条 前4条の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき搬入業者から引渡しを受けた委託産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該委託産業廃棄物を甲乙双方の責任で処置した後でなければ、この契約は解除できない。

(乙の損害賠償)

第28条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第22条第2項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 委託業務を行うにつき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければ

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。
- 3 前2項の規定を適用する場合、その他委託業務の実施につき第三者との間に紛争を生じた場合において、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第30条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第31条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第32条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。

(紛争の解決)

第33条 この契約の条項において、甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約について甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、協議の上、調停人を選任し、斡旋又は調停により、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、特別の定めをした場合を除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものについては、甲乙それぞれが負担するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴訟の提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができ

ない。

(その他)

第34条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者  
所在地  
名称  
代表者氏名

印

乙の事業の範囲等

産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業

事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
許可都道府県 政令市	
許可の有効期限	

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の名称

名称及び数量	
種類（内訳）	
性 状	
荷 姿	
発 生 行 程	
通常の保管状態 での腐敗、揮発等の 性状の変化	
他の廃棄物との混合 等により生ずる支障	
日本工業規格 J I S C〇九五〇号に規定 する含有マークの表示 の有無及び対象製品	
石綿含有産業廃棄物 の有無	
取扱い上の注意事項	

備考 上記情報に変更があった場合は、本紙を準用してその内容を通知する。

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者  
所在地  
名称  
代表者氏名

印

処分に係る施設の場所等

施設の種類 (名称)	
設置場所	
処理物の種類	
処分方法	
処理能力	

令和 年 月 日

契約担当官官職氏名

殿

処分業者  
所在地  
名称  
代表者氏名

印

最終処分施設等

施設の種類 (名称)	
所在地	
処分の方法	
処理能力	
備考	

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

殿

契約担当官官職氏名

印

委託産業廃棄物の搬入業者を次のとおり指定したので、通知する。

## 1 搬入業者の氏名及び委託産業廃棄物の名称等

氏 名	
住 所	
許可都道府県 政令市	
許可の有効期限	
事業の範囲	
許可の条件	
許可番号	
委託産業廃棄物 の名称	

## 2 搬入期限

令和 年 月 日

受 領 証

契約担当官（補助者）官職氏名

殿

委託産業廃棄物につき、第7条に記載する事項及び管理票の記載事項と相違ないことを確認し、受領しました。

委託業務の名称：

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

印

業務完了報告書

契約担当官官職氏名

殿

契約書のとおり、委託業務を完了したことを報告します。

委託業務の名称：

完了年月日：

令和 年 月 日

処分業者

所在地

名称

代表者氏名

印

## 電力需給契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の電力需給契約に関し、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に従い、これを履行するものとし、乙は、甲が使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電事法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

3 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項及び乙の定める約款（基本契約要項等）の関係条項によることができる。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (委任又は下請負の禁止)

第3条 乙は、電力供給に関し、電事法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者その他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、一時供給が不足、又は停止する等の事態が生じたとき等については、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(小売電気事業者であることを証する書類の提出等)

第6条 乙は、甲の求めに応じて、電事法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証する書類(電事法第2条の3第1項の申請書、同条第2項の規定により添付した書類、電事法第2条の4第1項の登録年月日及び登録番号その他甲が示すものをいう。)の写し等を甲に提出し、又は通知するものとする。

(供給の保証)

第7条 発電設備の事故等により、乙が甲に供給する電力に不足が生じた場合、乙は、甲が必要とする電力を乙の負担により供給するものとする。

(使用電力の増減)

第8条 甲の使用電力量は、甲の都合により、予定使用電力量を上回り、又は、下回ることができる。

(管轄区域電力会社との接続契約により生ずる債務の負担)

第9条 乙が供給場所の区域を管轄する電事法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と締結する接続供給契約によって電力の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務(甲に起因して生ずる金銭債務を除く。)は、乙の負担とする。

(契約電力の変更)

第10条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

2 甲が前項の規定によらず、契約電力を超過した場合は、契約超過料金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過料金の支払いが適当であると認めたときは、甲は、当該協議に基づいて決定された金額を契約超過料金として、乙に支払うものとする。

(契約の変更)

第11条 甲は、前条のほか、必要がある場合には、契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めると

ころが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 契約履行について生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

(不可抗力による損害)

第14条 天災地変、その他不可抗力によって、契約履行について損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項に規定する損害が、契約代金に比して重大と認められるものであつて、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

(監督官)

第15条 甲は、必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙の契約履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(計量及び検査)

第16条 乙は、契約書等に定める計量日時に計量器の読みとりにより使用電力量を計量及び記録し、甲の指定する検査官の検査を受けるものとする。

2 乙は、原則として、計量値の確認を自動検針により行い、計量結果を速やかにファクシミリ等で甲へ通知するものとする。

3 甲の指定する検査官による検査は、前2項の計量結果等に基づき、行うものとし、疑義が生じた場合、甲は、速やかに乙に通知するものとする。

(料金の算定期間)

第17条 電力使用料金の算定期間は、原則として、月ごととし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(契約代金の支払)

第18条 乙は、第16条による検査終了後、契約金額（基本料金単価）に

契約電力を乗じて得た額に、契約書に定める当該月における使用電力量に契約金額（電力量料金単価等）を乗じて得た額その他契約書により算出された額を加算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に、消費税額及び地方消費税額を加算した額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）を、月ごとに甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払いをしなければならない。

（支払遅延利息）

第19条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（計量器等の設置に係る負担金）

第20条 乙が契約履行に当たり必要となる計量器及びその付帯設備並びに通信回線等（以下「計量器等」という。）の提供及び設置に係る費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、計量器等が甲の負担となる電力供給を伴う場合には、当該電力使用料金を毎月甲に支払うものとし、使用料金の算定は、使用電力に係る算定料金に消費税及び地方消費税額を加えたものとする。
- 3 甲は、求められた場合には、乙の計量器等への電力供給を行うとともに、設置場所を無償で提供するものとする。

（甲の解除権）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき理由により、甲の需要に応じた電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき
  - (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保

証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りではない。

3 前項に規定する解除部分の金額については、当該月の解除部分の予定電力使用量に係る金額を基準とし、甲乙協議して定める。

4 乙が第2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

#### (無償の契約解除)

第22条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

#### (乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第10条第2項及び第11条第2項に規定する甲との協議が整わないとき
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき

#### (契約解除の制限)

第24条 乙は、前2条の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、甲の要求がある場合には、甲の指定する期間まで電力供給を継続するものとし、この契約は解除できないものとする。

#### (甲の契約解除と損害賠償)

第25条 甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、第23条又は前項の規定による契約解除の場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面によ

り行わなければならない。

4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(乙の損害賠償)

第26条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第21条第2項に規定する違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第21条第4項の規定を準用する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 契約履行につき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

3 前2項の規定を適用する場合、その他契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

(相殺)

第28条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第29条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。  
(秘密の保持)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(その他)

第31条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。

## 食器洗浄作業等部外委託契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の食器洗浄作業等部外委託契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、甲の示した仕様書に従い、役務を履行するものとし、甲は、役務の対価として、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (機器、器具等の使用)

第6条 甲は、必要と認めたときには、役務履行に必要な機器、器具等を乙に使用させることができる。

2 乙は、甲から使用を許された機器、器具等を善良な使用者としての注意をもって取扱わなければならない。

(作業の発注)

第7条 甲は、1か月又は3か月ごとに乙が作業を行う期日及び食事区分を書面により、乙に通知するものとする。

2 前項の通知は、作業を行う月の前月20日までに行うものとする。

(作業量)

第8条 作業量は、契約書又は仕様書に定める基準数量によるものとし、毎回の実際の作業量に増減があった場合についても、代金の変更は行わないものとする。

(作業員の届出)

第9条 乙は、作業に従事させようとする者について甲の定める様式により、届出を行い、甲の承認を受けるものとする。

(衛生)

第10条 乙は、この契約による作業に従事させる者について、毎月、甲の指示に従って衛生上の検査を受け、その結果を甲に書面で提出するものとする。

2 乙は、乙及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を甲に申し入れるとともに、甲の指示に従うものとする。

(契約の変更)

第11条 甲は、委託事項について必要がある場合には、契約書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第12条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(危険負担)

第13条 天災地変、その他乙の責に帰しがたい理由により、作業が行われないときは、乙は、当該不履行部分についての役務履行を免れるものとし、甲は、当該不履行の部分に相当する代金を支払わないものとする。

2 前項の規定のほか、この契約履行に当たり生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合には、この限りではない。

3 前項ただし書の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又は代償の請求権を取得したときには、その価格の限度で甲はその負担を免れるものとする。

(監督官)

第14条 甲は、必要と認めるときは、役務の履行について、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、乙が実施するこの契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(検査)

第15条 乙は、委託作業が完了したときには、役務完了を甲に通知するものとし、甲は、契約書等の定めるところに従い、検査を行うものとする。

2 乙又は乙の代理人は、前項に規定する検査に立会わなければならない。ただし、乙又は乙の代理人が立ち会わないときには、欠席のまま甲は検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(代金の支払)

第16条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、毎1月分を取りまとめて翌月に甲に対し適法な支払請求書を提出するものとし、甲は、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約

単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

（支払遅延利息）

第17条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（有償の契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号に掲げる一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、乙が委託事項を実施することができなくなった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、契約の目的を達する見込みがないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

3 前項に定める解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。

4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、

納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第11条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第20条 甲は、必要があると認めるときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第21条 乙の責に帰すべき理由により、官の機器、器具及び器物等を亡失若しくはき損するほか、甲が損害を受けた場合には、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときには、甲は、その差額を乙から徴収することができる。
- 3 第1項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 4 乙が第1項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第18条第4項の規定を準用する。
- 5 作業中に生じた作業員の負傷、その他災害についての補償は乙の負担とする。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対し、この契約又は他の契約において債権又は債務を有する場合、その債権と債務の対等額について相殺することができる。

(信用等の調査)

第23条 甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第25条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

## 宿舎借上契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書に記載の宿舎借上契約に関し、契約書及びこの契約条項又は甲の示した仕様書に基づき、乙は、契約を履行し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、役務の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、役務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (予定数量)

第6条 予定数量による契約の場合、甲は、予定数量の増減を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

2 乙は、予定数量の増減による損害賠償は請求しないものとする。ただし、

著しい場合は、甲と協議することができる。

(監督官)

第7条 甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第8条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行内容、履行期間等その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(安全及び衛生)

第10条 乙は、宿舎及び食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期すものとする。

2 乙は、乙及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を甲に申し入れるとともに甲の指示に従うものとする。

(不可抗力による損害)

第11条 天災地変、その他不可抗力によって、契約目的、又は乙の役務提供に関して損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 前項の場合における契約の履行については、甲乙協議して定める。

(検査)

第12条 乙は、履行が完了したときは、甲に通知しなければならない。

2 甲は、検査を行う場合は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

(代金の支払)

第13条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約の履行を行わないとき。
  - (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の

金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。

- 3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第17条 甲は、第15条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第18条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第15条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを越える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第4項の規定を準用する。

(相殺)

第19条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第20条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第22条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

## 借上契約条項

### (総則)

第1条 甲及び乙は、契約書に記載の借上契約に関し、契約書及びこの契約条項又は甲の示した仕様書に基づき、乙は、契約を履行し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、契約の履行にあたり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項によることができる。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この契約の履行の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

2 乙は、この契約の履行を第三者に委任し、又は請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責を免れない。

### (特許権等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）若しくは意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

### (仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

### (予定数量)

第6条 予定数量による契約の場合、甲は、予定数量の増減を書面又は口頭により乙に通知するものとする。

2 乙は、予定数量の増減による損害賠償は請求しないものとする。ただし、

著しい場合は、甲と協議することができる。

(監督官)

第7条 甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、契約の履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

3 前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第8条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合には、履行内容、履行期間等その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

3 前項の規定により協議が行われる場合には、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関する協議を行う場合に準用する。

(貸出し及び引取り)

第10条 乙は、甲の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、甲が定める乙の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行わなければならない。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、乙の負担とする。

2 乙は、甲の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合には、甲が定める乙の貸出期限（乙が甲に当該不動産の全部又は一部を差し出す

期限をいう。)までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、甲が定める乙の貸出準備（当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行わなければならない。

- 3 乙は、貸出期間中において、その貸し出した物品（以下「貸出物品」という。）又は不動産の全部若しくは一部（以下「貸出物品等」と総称する。）の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じるものとする。ただし、当該状況が乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙がその後の対応等について協議するものとする。
- 4 甲は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、使用しなければならない。
- 5 貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。ただし、当該破損等が、乙の責に帰さない事由により生じたものである場合には、甲及び乙が当該破損等に係る費用について協議するものとする。
- 6 前項の場合において、貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に対し甲が契約の履行に支障となるため一時的に補修等を行った場合には、甲は、乙に対しその費用等を請求できるものとする。
- 7 乙は、貸出物品の引取りについて、甲が定める乙の引取期限までにその履行を完了しなければならない。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用等は、乙の負担とする。

#### （不可抗力による損害）

第11条 天災地変、その他不可抗力によって、契約目的、又は乙の履行に関する損害を生じたときには、甲又は乙は、遅滞なくその状況を契約の相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の場合における契約の履行については、甲乙協議して定める。
- 3 物品の借上げにおいて、第1項に規定する損害が契約代金に比して重大であると認められるときは、甲及び乙が協議の上、その損害額及び負担に

ついて必要な事項を定めるものとする。ただし、その当該損害が軽微であり、又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合には、乙の負担とする。

(検査)

- 第12条 乙は、履行が完了したときは、甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、検査を行う場合は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内に検査を完了するものとする。

(代金の支払)

- 第13条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

2 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合、又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

(支払遅延利息)

- 第14条 甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未払金額に対し、同法第8条第1項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約の履行を行わないとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達

することができないとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りではない。
- 3 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から履行済部分の金額を差し引いた額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切り捨て）を加算した額とする。
- 4 乙が前2項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合には、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第2項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき。

（甲の契約解除と損害賠償）

第17条 甲は、第15条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前条又は前項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第18条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙

に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。
- 3 第1項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第15条第2項の規定により算定された違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。
- 4 乙が前3項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第15条第4項の規定を準用する。

(相殺)

第19条 乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

(信用等の調査)

第20条 甲は、契約代金の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況について乙の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第21条 甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第22条 乙は、貸出物品又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、貸出物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、

又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他甲の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。

- 3 乙は、貸出物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによつて障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙が専ら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であつて、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（貸出物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 第2条の規定は前5項についても適用する。

（その他）

第23条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。